

Ⅲ【湖北圏域の医療機関・訪問看護を教えてください】

1 難病診療分野別拠点病院・難病診療連携拠点病院・難病医療協力病院

(1) 難病診療分野別拠点病院・難病診療連携拠点病院・難病医療協力病院とは・・・P.1 参照

(2) 湖北圏域 難病診療分野別拠点病院・難病医療協力病院一覧

	神経・筋	代謝	皮膚・結合組織	免疫	循環器	血液	腎・泌尿器	骨・関節	内分泌	呼吸器	視覚	聴覚・平衡機能	消化器	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	聴覚・耳鼻科
市立長浜病院	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎				○
長浜赤十字病院	◎	○	○	○	◎	○	○	◎	◎			○	◎		○
長浜市立湖北病院		○		○			○	○	○		○		○		

◎：拠点病院 ○協力病院

【平成 31 年 4 月 1 日現在】

*滋賀県内の難病医療拠点病院・協力病院の一覧は、滋賀県難病医療連携協議会のホームページをご覧ください。

滋賀県難病医療連携協議会ホームページ：<http://www.shiga-med.ac.jp/~nanbyo/>

2 往診や訪問診療

(1) 往診・訪問診療とは

i) 往診とは

通院できない患者さんの要請を受けて、医師がその都度診療を行うことです。突発的な病状の変化に対して、救急車を呼ぶほどでもない場合など、普段からお世話になっているホームドクターにお願いして診療に来てもらうもので、基本的には困った時の臨時の手段です。

ii) 訪問診療とは

計画的な医療サービス（＝診療）を行うことです。1週間ないし2週間に1回の割合で定期的かつ計画的に訪問し、診療、治療、薬の処方、療養上の相談、指導等を行っていきます。

(2) 往診・訪問診療の対象となる方

i) 往診

往診は診療上必要があると認められる場合に行うこととされています。

ii) 訪問診療

在宅療養を行う患者であって、疾病・傷病のため通院が困難なものに対して定期的に訪問して診療を行います。(継続的な診療の必要のない者や通院が可能な者に対して安易に算定してはならないこととされています。)

iii) 16km を超える往診・訪問診療の取扱いについて

保険医療機関の所在地と患家（医師の立場から、患者のいる家）の所在地との距離が 16km を超える往診・訪問診療については、当該保険医療機関からの往診等を必要とする絶対的な理由がなく、特に患家の希望によって行われる場合は認められないものとされている。

なお、当該保険医療機関からの往診等を必要とする絶対的な理由がある場合や往診距離が片道 16km を超えた場合等であって、「特殊の事業」があったときは 16 km を超えて往診等を行うことができる。

絶対的理由	・患家の所在地から半径 16km 以内に、患家の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在しない ・患者の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在していても当該保険医療機関が往診を行っていない 等
特殊の事情	・冬期積雪の期間通常の車両の運行が不能なため往診に相当長時間を要する事情にあること、又は道路事情が極めて悪く、相当の路程を徒歩によらなければならないため、往診に相当長時間を要する事情にあること 等

(3) 湖北圏域 往診や訪問診療が可能な診療所一覧

P.48 参照、または、長浜米原地域医療支援センターのホームページをご覧ください。

長浜米原地域医療支援センター ホームページ：<http://www.chiikiiryu.com/>

3 訪問診療が可能な歯科診療所（歯科マップ～長浜市・米原市の歯医者さん情報～より）

(1) 訪問歯科診療とは

歯科医師や歯科衛生士が通院困難な方の自宅等を訪問して歯科の治療や口腔ケアを行うものです。

(2) 訪問歯科診療の対象となる方

- ・寝たきり等の身体的な理由で通院が困難な方を対象とします。
- ・寝たきり状態の方だけでなく、心身の状態などで通院が困難な方も含まれます。
- ・事業や状況は様々でしょうから、まずは、連絡してご相談ください。
- * デイサービス、デイケア等においては、訪問歯科診療はできません。
- * 訪問歯科診療を行っている歯科医院から半径 16km 以内にあるご自宅・施設等が訪問可能地域となります。

(3) 訪問歯科診療の費用

費用は処置の内容により異なりますが、医療保険および介護保険が利用できます。

診療所での治療費と変わりませんが、別途、歯科訪問診療（1回 1,000 円程度/1割負担）がかかる場合があります。また、治療内容により保険が適用できない場合もありますので、事前に歯科医師に確認をお願いします。

(4) 湖北圏域 訪問歯科診療所一覧

P.51 参照、または、長浜保健所のホームページ（歯科マップ～長浜市・米原市の歯医者さん情報～）のホームページをご覧ください。

長浜保健所ホームページ：<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/n-hwc/2018shikamap.html>

4 在宅療養に関わるその他の機関（在宅療養支援薬局・訪問看護）

（1）在宅療養支援薬局について

i) 在宅療養支援薬局とは

在宅訪問サービス（医療または介護保険）・必要な医療材料の供給を行うなど在宅での円滑な服薬管理を支援している薬局です。

ii) 湖北圏域 在宅療養支援薬局一覧

長浜米原地域医療支援センターのホームページをご覧ください。

<http://www.chiikiiryoku.com/iryousigen3-1.html>

（2）訪問看護について

i) 訪問看護とは

訪問看護とは、看護師がお宅に訪問して、その方の病気や障害に応じた看護を行うことです。健康状態の悪化防止や、回復を図ります。

主治医の指示を受けて、病院と同じような医療処置も行います。

ii) 訪問看護を利用するには

訪問看護は、「医療保険」と「介護保険」によるものがあり、対象患者の年齢や疾患等により、どちらの保険を利用するかが決まります。

介護保険制度利用で、担当ケアマネジャーがいる場合は、担当ケアマネジャーに相談ください。

医療保険制度の場合は、主治医等にご相談ください。

iii) 湖北圏域 訪問看護ステーション一覧

湖北地域（長浜市・米原市）の訪問看護ステーション・看護小規模多機能型居宅介護をご覧ください。（P.55）